



平成23年11月17日

記者各位

記者会見開催のご案内

ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））について

拝啓 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当会の事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る10月1日に「ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））」の署名式が東京で行われ、日本やアメリカなど8カ国が署名を行いました。

ACTAが持つ意義、それは模倣品・海賊版の拡散防止のルールが、条約として成立したことにあります。TRIPS協定に基づくWTORルールでは模倣品・海賊版の輸入のみを規制しているのに対し、ACTAでは、輸出にまでその規制を拡大するなど、TRIPs協定プラスの条約として位置づけられるものです。

日本弁理士会は、今後、世界各国における模倣品・海賊版の拡散防止のための枠組みがなお一層強化されるべく、本協定の更なる参加国拡大に向けた日本政府の努力を全面的に支持するとともに、当会と交流のある諸外国の機関・団体を通じて、本協定の理念を各国の知財実務家へ広く普及させることにより、各国の本協定への参加意識の高揚に向け積極的に協力して参ります。

そこで、今回はACTAにつきまして、皆様のご理解の一助としていただくために、その条約の内容を中心として、その背景や、今後予想される変遷や課題まで、幅広く皆様にご説明申し上げます。

つきましては、下記のとおり、記者会見を開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席の有無につきまして、あらかじめご連絡頂ければ幸甚です。
敬具

記

■日 時 平成23年11月25日（金） 13:30～14:30

■場 所 弁理士会館2階 2-A会議室

■スピーカー 日本弁理士会 産業競争力推進委員会 委員長 松井 孝夫

■連 絡 先 日本弁理士会 広報・支援・評価室 石本、高橋

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

(TEL:03-3519-2361/FAX:03-3519-2706/E-mail:kouhou@jpaa.or.jp)